

何宗の寺院ならん。また右明細帳に、享祿二年三月宗順建立と記し、また文明年中蓮如の北國下向の際創立とも載せたり。文明と享祿とは其の間六十年を隔てたれば、其の時代甚だ齟齬す。

○大衆免堅町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、大衆目町の次に大衆目堅町を載せたり。同三年火災記にも大衆目堅町とありて、今も此の町名あり。大衆免の堅丁なるゆゑなり。今大衆免横町といふもあり。

○大衆免新町

元祿九年地子町肝煎裁許附に、大衆目堅町の次に大衆目新町と載せたり。同三年火災記には、大衆目新町・同堅町とあり。今此の町名を廢すといへり。

○大衆免下町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、春日町・大衆目堅町・大衆目新町・大衆目下町、右五町を一裁許とす。今此の町名なし。

○大衆免庄左衛門町

元祿六年の士帳に、大衆免庄左衛門町。と見え、變異記に

實曆十年三月廿日大衆免庄左衛門町より出火の事を載せたり。今此の町名を廢せり。此の町名も詳かならず。

○大衆免坊主町

此の町名は、元祿九年地子町肝煎裁許附に記載せず。變異記に、實曆十年三月廿日大衆免庄左衛門町より出火、坊主町まで家數百軒類焼。所の本名は大衆免新町也とあり。されば庄左衛門町・坊主町の兩名共に小名なるが故に、彼の裁許附に記載せざるなるべし。享和三年幕府に進達せる町名附に、中嶋町の下に、坊主町を中嶋町の小名とす。是は別町ならんか。按ずるに、坊主町の町名は、大衆免の濫觴なる神宮寺の遺名などにて呼びそめたるにや。

○大衆免三屋町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、後金屋町の次に大衆目三屋町を載せたり。此の町名後絶えたりけん。今はなし。

○大衆免七曲り

此の町は大衆免龜淵町の近邊にて、今も此の町名を稱すといへども、後に呼びそめたる町名ならんか。元祿九年の地子町肝煎裁許附等に記載せず。

○大衆免龜淵町

元祿三年火災記に龜淵町とあり。但し同九年地子町肝煎裁許附には記載せず。此の町名今もありて、大衆免龜淵町と呼べり。按ずるに、貞享二年の山上町光覺寺由來書に、塩屋町龜淵と載せられたれど、今は此の町名大衆免にあるのみ也。むかしは兩所に龜淵の地名ありしと聞ゆ。如何なる由縁にて呼びそめけん、詳かならず。

○大衆免御厩町

此の町名後に呼びそめたるか。元祿中の記録などに未だ見當らず。變異記に、實曆八年五月三日夜大衆免御馬屋町より出火、二百三十七軒焼失、至て小家也。と見え、同九年火災記にも、大衆免立町・同龜淵町・同御馬屋町とありて、四月十一日の大火にも焼失せり。此の地もそのかみ厩方仲間共の居宅ありしゆゑに、御馬屋町と呼びたりけん。

○大衆免大組々地跡

舊藩中は大組足輕三組ありて、其の一組は大衆免の大組と稱し、二組は石坂の大組と呼べり。龜尾記に、大衆免大組々地延寶二年に成る。其時の頭北川庄右衛門也といへり。

平次按ずるに、國事昌披問答に、大組足輕頭は延寶二年四月九日新に被命。其頭三人、北川庄右衛門・阿部甚右衛門・村上小七郎。毎組足輕五十人・小頭十人宛。専ら鐵炮を習練せしむる爲に、普請等之諸役を免ぜられたり。宛行小頭三十拾五俵、足輕二十拾五俵宛賜之。と見え、菅家見聞集には、延寶二年四月九日、北川庄右衛門・阿部甚右衛門・村上小十郎三人、持筒足輕各五十人宛被預。是を五十人頭と云ふ。右三組人員百五十人之者、今般新規に被召抱とあり。

○談議所町

此の地は大衆免の繼ぎにて、談議所の村地をば町地となしたりし故に、談議所町と呼べり。改作所舊記に記載たる寛文五年十月二日河北郡の十村役共連名書付に、道筋掃除人談議所新町八兵衛外七人掃除人に召抱、給銀渡方之事を記載す。年代摘要に、享保十五年町續家數、頭振議所村三十二軒。とあり。文政四年二月郡地のヶ所奉行支配に成りたりし時、談議所村領下町は談議所町と町名を立つ。但し本通り之間は春日町へ建込むとありて、此の時より談議所と稱し、金澤町會所の支配に屬せり。